			AI 令２＝0.02575 AI 令３＝0.00157 AI 令４＝0.00353 AI 令５＝0.00479
			AJn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和５年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 AK26＝0.028 AK27＝0.026 AK28＝0.0257 AK29＝0.0259 AK30＝0.02592 AK 令元＝0.02559 AK 令２＝0.02575 AK 令３＝0.00157 AK 令４＝0.00353 AK 令５＝0.00479
二	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{\sum_{n=16}^{17}(B_n \times C_n) + \sum_{n=16}^{17}(D_n \times E_n) + F \times 0.3 + \sum_{n=16}^{令5}(G_n \times H_n)}{192{,}000\text{円} \times A} + \dfrac{\sum_{n=令2}^{令5}(I_n \times J_n)}{}$
			算式の符号 A　測定単位の数値

			AI 令２＝0.00114 AI 令３＝0.00157 AI 令４＝0.00353
			AJn　n 年度において発行について同意又は許可を得た公共事業等に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るもの、平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するもの及び平成 26 年度から令和 4 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債を除く。）のうち離島振興法第 2 条に基づき指定された離島振興対策実施地域において、平成 26 年度以降に地震津波対策として行われる道路の整備に係る公共事業のうち、特に離島の防災機能強化に資する事業に係るものの額に相当する額 AK26＝0.028 AK27＝0.027 AK28＝0.0257 AK29＝0.0259 AK30＝0.02596 AK 令元＝0.02561 AK 令２＝0.00114 AK 令３＝0.00157 AK 令４＝0.00353
二	河川費	河川の延長	算式 $\dfrac{B_{15} \times C_{15} + \sum_{n=15}^{17}(D_n \times E_n) + \sum_{n=15}^{17}(F_n \times G_n) + H \times 0.3 + \sum_{n=15}^{令4}(I_n \times J_n) + \sum_{n=令2}^{令4}(K_n \times L_n)}{185{,}000\text{円} \times A}$
			算式の符号 A　測定単位の数値 B15　平成 15 年度において発行を許可された臨時河川等整備事業に係る地方債（地方特定河川等環境整備事業に係るもの及び総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額